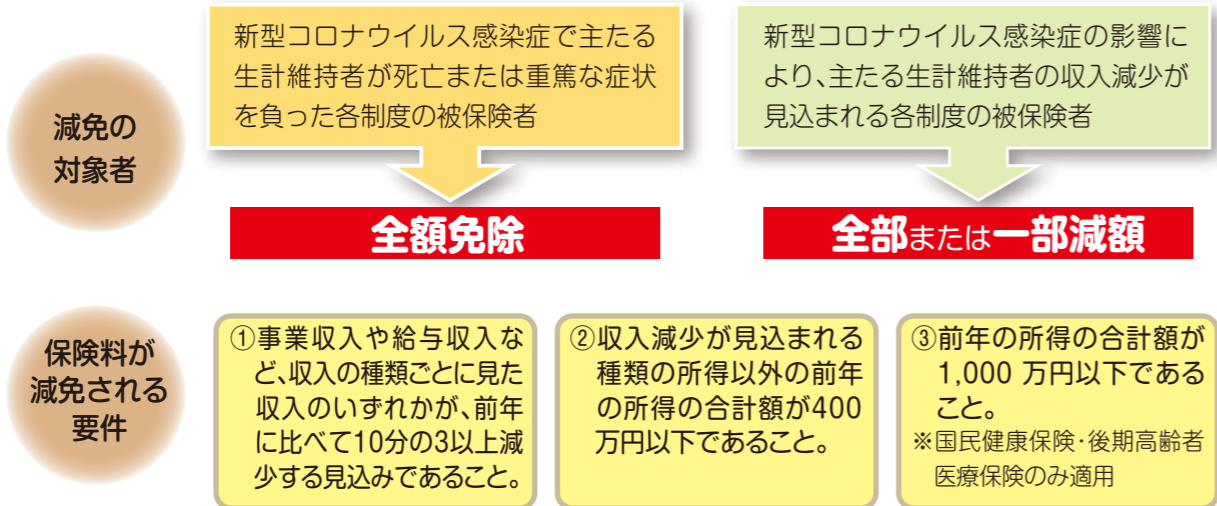


国民健康保険 後期高齢者医療保険 介護保険 保険料の減免に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、以下の要件を満たす方は保険料が減免となる場合があります。詳細については、担当係までご相談ください。



所得の合計額に応じた減免額 減免額は、減免対象額(A×B÷C)に減免割合(D)をかけた金額となります。

国民健康保険・後期高齢者医療保険

減免対象額 (A×B÷C)

A 世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額

C 主たる生計維持者および被保険者全員の前年の合計所得金額

減免割合 (D)

主たる生計維持者の前年の合計所得金額が

300万円以下:10分の10

400万円以下:10分の8

550万円以下:10分の6

750万円以下:10分の4

1,000万円以下:10分の2

介護保険

減免対象額 (A×B÷C)

A 第一号被保険者の保険料額

B 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額

C 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

減免割合 (D)

前年の合計所得金額が

210万円以下であるとき:全部

210万円を超えるとき:10分の8

※主たる生計維持者の事業廃止や失業の場合は、前年の所得金額にかかわらず、対象保険料が全額免除となる。

お問い合わせ先

- 保険料減免について 役場町民生活課税務係 ☎(62) 4479
- 国保・後期医療制度について 役場保健福祉課医療保険係 ☎(62) 4473
- 介護保険制度について 役場保健福祉課介護保険係 ☎(62) 4473

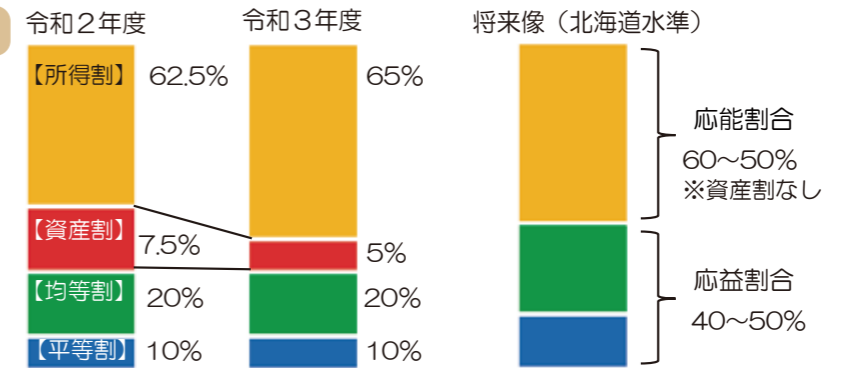
こくほのはなし

国民健康保険料のお知らせ

道内どこでも同じ保険料をめざして

北海道と市町村では、同一所得・同一世帯構成であれば、道内どこでも同じ保険料の負担となるよう「国民健康保険料の平準化」に取り組んでいます。町においても急激な保険料負担とならないよう令和元年度から段階的に進めており、本年は下記の賦課割合で保険料率を算定しました。

町の賦課割合



令和3年度の保険料率

医療費分+後期高齢者支援金分

年度	限度額	保険料率			
		所得割	資産割	均等割	平等割
令和2年度	820,000円	7.30%	51.49%	30,400円	34,100円
(医療分)	630,000円	5.84%	41.17%	23,900円	26,800円
(後期高齢者支援金分)	190,000円	1.46%	10.32%	6,500円	7,300円
令和3年度	変更なし	8.02%	36.65%	30,400円	34,100円
(医療分)		6.43%	29.42%	23,900円	26,800円
(後期高齢者支援金分)		1.59%	7.23%	6,500円	7,300円
比較 (R3-R2)	0円	0.72%	△14.84%	0円	0円

介護納付金分

年度	限度額	保険料率			
		所得割	資産割	均等割	平等割
令和2年度	170,000円	0.97%	8.46%	8,300円	5,800円
令和3年度	変更なし	1.03%	5.80%	8,400円	5,900円
比較 (R3-R2)	0円	0.06%	△2.66%	100円	100円

低所得世帯に対する軽減

前年の所得が次の金額以下の世帯を対象として保険料を軽減します。

- 【7割軽減】 43万円
- 【5割軽減】 43万円+(28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1))
- 【2割軽減】 43万円+(52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1))

お問い合わせ先

役場保健福祉課医療保険係

☎(62) 4473